

2025年度 第2期 事業報告書
(2025年10月1日～2026年5月31日)

【はじめに】

内閣府に対して公益認定の申請を行い、内閣府公益認定等委員会の審査を受け、2025年9月19日付で公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である旨の答申が公益認定等委員会から発出されました。

その後、2025年10月1日に、内閣府より公益財団法人として認定されたことが示された「認定書」を受領し、同日より公益財団法人になりました。

つきましては、当該事業年度は、一般財団法人の期間分(2025/6/1～2025/9/30)と公益財団法人の期間分(2025/10/1～2026/5/31)に分けて、計算書類及び事業報告書を作成しました。

本報告書では、公益財団法人の期間分についての事業報告を行います。

【奨学金給付事業】

1. 事業概要

当財団の目的である奨学金の給付による経済的な支援を行い、学生が明るく・元気に・前向きに新しいことにチャレンジし続けられる環境を醸成し、もって、社会に貢献する人材の育成に寄与することを実現するため、2025年度奨学生に対し奨学金の給付を行い、また2026年4月より2026年度奨学金事業を開始しました。

なお、奨学金給付事業を構築するため、以下の規程等を制定・改訂を行いました。

- ・選考委員の選任
- ・選考委員会規程の改訂
- ・2026年度奨学生募集要項の制定・変更

2. 2025年度奨学金事業

(1) 募集要項の概要

- ① 九州地方※にある大学に在学中の学生(短期大学及び大学院を除く)で募集要項の出願資格の要件を満たす者

※九州地方とは

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県を指します。

- ② 種類 給付型
- ③ 支給額 月額5万円(年額60万円)
- ④ 支給対象期間 2025年4月～2026年3月
- ⑤ 採用予定人数 12名程度
- ⑥ 支給予定日 2025/9/25・2025/12/25

(2) スケジュール

- 応募期間 2025/4/1～2025/5/31
- 選考期間 2025/6/1～2025/7/30
- 決定日 2025/8/4

支給日 2025/12/25（2回目・1回目は2025/9/25に実施済み）

(3) 実績

当初採用者は13名でしたが、9/30に1名の奨学生より奨学金辞退の申出があり、12/25の2回目の支給については12名に対し支給を実施しました。

3. 2026年度奨学金事業

(1) 募集要項の概要

- ① 九州地方※にある大学に在学中の学生（短期大学及び大学院を除く）で募集要項の出願資格の要件を満たす者

※九州地方とは

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県を指します。

- ② 種類 給付型
③ 支給額 月額5万円(年額60万円)
④ 支給対象期間 2026年4月～2027年3月
⑤ 採用予定人数 30名程度
⑥ 支給予定日 2026/9/25・2026/12/25

(2) スケジュール

応募期間 2026/4/1～2026/5/31
選考期間 2026/6/1～2026/7/27（予定）
決定日 2026/8/3（予定）
支給日 2026/9/25・2026/12/25（予定）

4. 選考手続

選考基準に基づき、まず事務局において形式予備選考を実施し、その通過者について各選考委員（学識経験者等を含む。）が同基準に基づく評価を行いました。その評価結果を踏まえ、選考委員会において総合的な観点により奨学生候補者を選出しました。

その後、選考委員会の選考結果を受け、理事会の決議により奨学生を決定しました。

なお、選考委員会規程第7条の規定に基づき、選考委員が応募者と特別の利害関係を有する場合には、当該応募者に係る議決に加わることができず、当該選考委員はその件に限り選考委員会の定足数にも算入していないものとしています。

5. 周知活動

募集要項を当財団のホームページ及び奨学金情報サイト（ガクシー）に掲載するとともに、九州地方に所在するすべての大学へ募集要項等を送付し、周知を図りました。

【理事会・評議員会】

1. 理事会

(1) 第2回理事会の開催

日時：2025年12月3日（みなし決議）

—報告事項—

第1号報告 公益成りについて

—決議事項—

第1号議案 奨学金事業の件

- ・選考委員の選任
- ・2026年度奨学生募集要項の制定
- ・選考委員会規程の改訂

第2号議案 特別寄附金の受入の件

第3号議案 理事会の決議日を2025年12月3日とすること

(2) 第3回理事会の開催

日時：2026年2月24日（みなし決議）

—決議事項—

第1号議案 特別寄附金（小野建株式会社株式）の受入の件

第2号議案 2026年度奨学生募集要項の変更（採用予定者数増員）の件

第3号議案 出向契約（解除/締結）の件

第4号議案 事務局長選任の件

第5号議案 理事会の決議日を2026年2月24日とすること

(3) 第4回理事会の開催

日時：2026年4月13日（みなし決議）

—報告事項—

第1号報告 理事辞任の件

—決議事項—

第1号議案 理事候補者の件

第2号議案 臨時評議員会開催の件（開催方法と報告・決議事項について）

第3号議案 理事会の決議日を2026年4月13日とする件

(4) 第5回理事会の開催

日時：2026年5月1日

—報告事項—

第1号報告 代表理事の職務執行状況の件

—決議事項—

第1号議案 第3期事業計画書及び収支予算書の件

第2号議案 資金調達及び設備投資の見込みの件

2. 評議員会

(1) 第2回評議員会の開催

日時：2026 年 4 月 21 日 （みなし決議）

—報告事項—

第 1 号報告 理事辞任の件

—決議事項—

第 1 号議案 理事選任の件

【運営体制の充実を図るための取組】

当財団は、ステークホルダーの信頼確保及び自律的ガバナンス強化並びに公益目的事業を適正かつ継続的に実施するため、以下の通り法人運営体制の充実に取り組みました。

1. 外部理事・外部監事の選任

2025 年度末における外部理事は理事総数 3 名に対し 2 名、外部監事は監事総数 1 名に対し 1 名となっています。また、各理事は監事と特別の利害関係を有していません。

理事会資料は、招集通知発出期限までに事前送付し、重要議案については、理事長より事前説明を行うなど、外部役員が監督機能を十分に果たせるように努めました。

2. 評議員の選任及び解任

評議員の選任・解任手続きについては、定款第 11 条において、理事・監事の選任・解任方法等に準じた方法を定めており、理事等からの実質的な影響力行使を排除できています。

3. 内部規程の整備・運用状況の概要

適正な運営を行うため、定款・諸規程の遵守徹底を行い、必要に応じ規程の見直し・整備を行っています。

2025年度 第2期 事業報告附属明細書
(2025年10月1日～2026年5月31日)

2025 年度第 2 期事業報告書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成いたしません。